

多文化共生推進に資する活動場所の提供に関する要綱

平成16年4月1日施行 平成26年4月1日改定 令和3年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市学園都市センター内国際交流コーナー(以下「国際交流コーナー」という。)の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と外国人留学生その他の在住外国人との交流を促進し、外国人留学生その他の在住外国人の日本での生活を支援するとともに、情報提供などの活動の場として、国際交流コーナーを設置する。

2 国際交流コーナーの名称及び位置は次のとおりとする。

名称 八王子市学園都市センター内国際交流コーナー

位置 八王子市旭町9番1号 学園都市センター11F

(国際交流コーナーの機能及び運営)

第3条 国際交流コーナーに「在住外国人サポートデスク」及び「地球市民プラザ会議室」を置く。

2 「在住外国人サポートデスク」は、外国人の生活に関する相談、外国人への情報提供などを行う。

3 「地球市民プラザ会議室」は、前条第1項に規定する交流の促進、又は多文化共生推進に資する市民団体の活動場所とする。

4 国際交流コーナーの運営は、市の多文化共生に関する事業を受託する者(以下「受託者」という。)が行うものとする。

(休業日)

第4条 国際交流コーナーの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 八王子市学園都市センターの休館日

(3) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(ただし、在住外国人サポートデスクの部分に限る)

(利用時間)

第5条 国際交流コーナーの利用時間は、午前10時から午後9時まで(在住外国人サポートデスクは午後5時まで)とする。ただし、市長は特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(地球市民プラザ会議室利用団体登録)

第6条 地球市民プラザ会議室を利用できる団体は、次に掲げる要件を備えているものとし、地球市民プラザ会議室利用団体登録申込書を受託者に提出し、承認を受けた団体(以下「登録団体」という。)とする。

(1) 活動内容が、多文化共生の推進に資する活動であること。

- (2) 会員が10人以上であること。
- (3) 団体の活動拠点が八王子市内であること。
- (4) 営利を目的とした活動をしていないこと。
- (5) 政治活動を行っていないこと。
- (6) 宗教活動を行っていないこと。

(変更届出)

第7条 登録団体は、代表者、活動内容等の登録内容に変更があった場合は、変更の届け出を受託者に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第8条 受託者は、登録団体が第2条第1項に掲げる設置目的以外に地球市民プラザ会議室を使用したとき、第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき、又は登録団体が秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるときは、登録を取り消すことができる。

(市への報告)

第9条 受託者は、第6条の規定による承認をしたとき、第7条の届け出を受けたとき、又は前条の規定による取り消しをしたときは、市に報告するものとする。

(利用上の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、国際交流コーナーの利用の制限をすることができる。

- (1) 国際交流コーナーにおける秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 国際交流コーナーの施設、附属設備及び器具をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国際交流コーナーの管理上支障があると認められるとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、国際交流コーナーの設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。